

↳ 負担付贈与通達

Q : 親族間の土地の譲渡対価をめぐる裁判で問題とされた負担付贈与通達とはどのようなものなのですか？

A : バブル期に租税回避スキームを規制する目的で作られたものです。

【解説】

負担付贈与通達は、土地や家屋の不動産の通常取引価額と相続税評価額との開きに着眼しての贈与税の税負担回避行為に対して、税負担の公平を図るため、創設された通達で、正式には、「負担付贈与又は対価を伴う取引より取得した土地等及び家屋等に係る評価並びに相続税法第7条及び第9条の規定の適用について(平成元年3月付直評5・直資2-204)」といい、①負担付贈与や個人間の対価を伴う対価により取得した土地・建物等の価額は、取得時の通常取引価額に相当する金額によって評価するということや、②その取得が相続税法7、9条に定める「著しく低い価額」にあたるかどうかは、個々の取引ごとの事情や当事者間の関係等を総合的に勘案して、実質的な贈与の金額があるかどうかにより判定するというような取扱いを規定しています。

負担付贈与通達は、国税庁のホームページの「財産評価」関係通達の「個別通達」欄で見ることができます。

